

魚津市行政手続における個人番号の利用等に関する条例を公布する。

平成27年12月18日

魚津市長

魚津市条例第29号

魚津市行政手続における個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の執行機関欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の事務欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表の事務欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の執行機関欄に掲げる実施機関は、同表の事務欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、同表の特定個人情報欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、法別表第2の事務欄に掲げる事務を処理するために効率的

に検索し、及び管理するために必要な限度で、同表の特定個人情報欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会者欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の事務欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同表の情報提供者欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の事務欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。）に対し、同表の事務欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供者欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 執行機関 | 事務 |
|------|--|
| 1 市長 | 魚津市妊産婦医療費助成に関する条例（昭和48年魚津市条例第26号）による妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 魚津市こども医療費助成に関する条例（昭和48年魚津市条例第27号）によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 魚津市重度心身障害者等医療費助成条例（昭和58年魚津市条例第1号）による重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 魚津市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成5年魚津市条例第24号）によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 社会福祉法人等利用者負担額軽減事業補助金交付要綱（平成21年魚津市告示第123号）による社会福祉法人等が行う生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2（第3条関係）

| 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|---|---|
| 1 市長 | 魚津市妊産婦医療費助成に関する条例による妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 魚津市こども医療費助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 魚津市重度心身障害者等医療費助成条例による重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 魚津市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 社会福祉法人等利用者負担額軽減事業補助金交付要綱による社会福祉法人等が行う生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |

別表第3（第5条関係）

| 情報 照会者 | 事務 | 情報 提供者 | 特定個人情報 |
|-----------|---|-----------|------------------------------|
| 教育委員会 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報及び住民票関係情報であって規則で定めるもの |